

平成28年 5 月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

平成28年 5 月27日（金） 午後 2 時00分

2 出席委員

荒 川 由美子	委員長
三 浦 溥太郎	委員長職務代理者
森 武 洋	委 員
小 柳 茂 秀	委 員
青 木 克 明	委 員（教育長）

3 出席説明員

教育総務部長	大川原 日出夫
教育総務部総務課長	大 川 佳 久
教育総務部教育政策担当課長	阪 元 美 幸
教育総務部生涯学習課長	高 木 厚
教育総務部教職員課長	福 島 淳
教育総務部学校管理課長	菅 野 智
学校教育部長	伊 藤 学
学校教育部教育指導課長	佐 藤 昌 俊
学校教育部支援教育課長	丹 治 美穂子
学校教育部学校保健課長	藤 井 孝 生
学校教育部スポーツ課長	三 橋 政 義
中央図書館長	山 口 正 樹
博物館運営課長	佐 藤 明 生
美術館運営課長	佐々木 暢 行
教育研究所長	武 田 仁

4 傍聴人 6名

5 議題及び議事の概要

- 委員長 開会を宣言
- 委員長 本日の会議録署名人に小柳委員を指名した。
- 日程第4 議案第27号から日程第10 議案第33号までについては、人事案件であるため、秘密会とすることを提案、「総員挙手」をもって秘密会とすることを決定。

- 教育長報告

(青木教育長)

それでは、平成28年4月23日から本日までの主な所管事項について、ご報告いたします。

まず、横須賀市として大変喜ばしいお知らせです。

我が国の近代化を推進し、独自の海軍文化をはぐくみ、軍港、鎮守府が置かれた町として共通の歴史を有する旧軍港四市（横須賀市・呉市・佐世保市・舞鶴市）が4月25日に文化庁から「日本遺産」に認定されました。認定された日本遺産のタイトルは「鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴」で、本市の構成文化財は16項目にわたります。

今後は、日本の近代化の歴史を物語る遺産の活用や環境整備等に四市連携して取り組むとともに、国内外への積極的な情報発信を通じ、まちの賑わい創出、地域活性化に全市を挙げて取り組んでまいります。

市立全学校と教育委員会合同防災訓練を5月10日に実施いたしました。太平洋における津波地震を想定した4年目の訓練で、引き続き学校現場での児童生徒の避難誘導、教育委員会との情報伝達訓練を中心に行いましたが、改善点の検証など、緊急時に備え訓練を重ねていくことの効果・重要性が改めて認識できました。

一方、この訓練の3週間余前に熊本地方で多大な被害をもたらした直下型地震が発生しました。被災地方の地下の状況は、三浦半島活断層群を抱える本市の状況と酷似をしており、改めて発生の切迫性が高いと指摘されている直下型地震に対応する訓練が必要だと感じたところです。次年度に向けて検討してまいります。

10日には、本市美術館を会場として三浦半島地区教育長協議会を開催しました。各市町の学力向上施策について情報を交換したほか、美術館の学校教育への積極的活用について、学芸員を中心に3市町の教育長に説明をいたしました。

本市立学校にとどまらず、地域の美術館として、さらに児童・生徒への利用促進を図ったところです。

図書館では、4月23日の「子ども読書の日」の関連事業として、『学生が創る企画展「学院生のイチオシBooks」』など、4月1日から5月25日まで、さまざまな関連イベントを開催いたしました。

博物館においても、5月18日の「国際博物館の日」の記念月間として5月29日まで9つの行事を開催し、ゴールデンウィーク中の5月3日から5日まで、国指定重要有形民俗文化財「三浦半島の漁撈用具」の収蔵庫の公開を行いました。

美術館においては、4月23日から開催している企画展「さくらももこの世界展」が大変好評で、殊に連休期間中は多くの観覧客を集めております。

後ほど、報告事項で所管課長から詳細に説明いたしますが、4月17日から5月7日までの期間中12種目にわたる「中学校総合体育大会」、7日には「小学校児童相撲大会」が開催されております。

委員の皆様にもご出席いただきありがとうございました。

また、中学校では、5月17日を皮切りに6月20日までの日程で「修学旅行」が実施されております。

春季に運動会を行う小学校は、5月21日に1校が実施され、明日28日に30校、6月4日に1校が予定されております。

私からの報告は以上でございます。

(質問なし)

日程第1 議案第24号『市立幼稚園廃園の議決の改正について』

日程第2 議案第25号『市立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行について』

委員長 一括議題とすることを宣言

(教育指導課長)

議案第24号『市立幼稚園廃園の議決の改正について』及び議案第25号『市立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行について』につきましては、関連議案であるため、続けてご説明させていただき、両議案あわせてご審議をお願いいたします。

まず、議案第24号『市立幼稚園廃園の議決の改正について』のご説明をいた

します。

本件は、平成27年8月21日に議決された「市立幼稚園の廃園について」の一部改正を行い、市立幼稚園を取り巻く状況の変化を踏まえ、廃園時期を先送りするものです。

なお、ご参考に、8月21日に議決された議案の見え消し資料を添付させていただきます。

『市立幼稚園廃園の議決の改正について』の説明資料をご覧ください。

まず、市立幼稚園の廃園時期については、当初平成29年度末とする方向で検討を進めていましたが、市議会や、保護者などを対象とする説明会で、こども育成部で整備を計画している「(仮称)中央こども園」の開設時期と廃園時期を合わせることや、私立幼稚園での3年保育を考えた場合、時間的に余裕がないとのご意見を踏まえ、平成30年度末で廃園することとし、昨年8月の教育委員会定例会で、廃園時期を平成30年度末とする議決をいただきました。

しかし、その後、今年2月の市議会第1回定例会において、こども育成部から(仮称)中央こども園の建設用地について、所有者である国の提示価格と市の鑑定結果が折り合わず、予定していた平成27年度中の用地取得ができなかったため、開園時期が平成31年4月から、最低でも1年遅れるとの説明がありました。

なお、開園時期については、平成28年第2回市議会定例会において、こども育成部から報告があると聞いております。

また、昭和51年当時、長坂地区における廃棄物処理施設の設置に関する地元町内会との協定書の中で、大楠幼稚園の設置に関する記述が確認されたことや、大楠幼稚園にかかる請願が提出されたことなどを踏まえ、大楠地区の方々との協議が必要になったと考えます。

そうした市立幼稚園を取り巻く状況の変化を踏まえ、4月の教育委員会定例会において、請願に対する所見の中で、廃園時期を先送りする必要性について報告をさせていただきました。

4月の所見を踏まえ、検討した結果、平成30年度末とした理由の一つとしてあげていた(仮称)中央こども園の開園時期が遅れることとなったこと、また、大楠幼稚園の設置にかかわる地元町内会との協定書の存在が明らかになったことにより、平成30年度末の廃園は困難であると認識しています。

しかし、教育委員会事務局として、市立幼稚園の存在意義が薄れたとの認識は変わりませんので、今後、市立幼稚園を取り巻く状況を踏まえ、改めて廃園時期を決定する必要があると考え、本議案を提出しております。

続きまして、議案第25号『市立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行について』のご説明を申し上げます。

本件は、市立幼稚園の廃園時期を先送りした場合に、市立幼稚園を子ども・子育て支援新制度に基づく施設型給付幼稚園に、平成29年度から移行させるものです。

子ども・子育て支援新制度とは、質の高い幼児期の教育と保育の総合的な提供等を目的として、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいいます。

その中で、新制度を移行した幼稚園については、学校教育と保育を提供する施設である「認定こども園」か、これまでどおり学校教育のみ提供する施設として「施設型給付」の幼稚園に移行するか選択することとなります。

市立幼稚園については、「施設型給付」の幼稚園に移行することとなります。

なお、「施設型給付」とは、教育・保育に通常要する費用の額を勘案して設定された「公定価格」に基づく給付について、施設・事業者が代理受領する給付の仕組みのことです。

公立幼稚園が「施設型給付」の幼稚園に移行した場合、旧制度からの主な変更点としては、利用者が市町村に対し「保育の必要性」の認定を申請し、1号認定（教育標準時間認定）の認定証の交付を受けます。

また、利用者負担（保育料）については、実施主体である市町村が定めますが、原則として世帯の所得状況に応じた応能負担となります。

文部科学省は、平成27年度の新制度施行時から、全ての公立幼稚園は新制度に移行するという考え方でした。

しかし、教育委員会事務局として、在園中の保護者に対し、入園説明会で事前に説明していないこと、また、平成24年度に保育料の値上げをした直後であり、サービス内容が変わらない中で、さらに保育料負担がふえてしまう世帯への配慮、また、当時平成29年度末での廃園を検討していた状況などを総合的に判断し、これまで新制度に移行しない公立幼稚園として運営してきました。

しかし、国から引き続き新制度への移行を促す指導がある中、廃園時期を先送りするとした場合、旧制度のまま運営することは適当ではないと判断しました。

そのため、平成29年度から新制度の幼稚園に移行する必要があると考えます。

なお、本議案の議決後には、新制度移行にかかる条例等改正の手続きを進めてまいります。

以上で、『市立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行について』の説明を終わります。

以上、議案第24号『市立幼稚園廃園の議決の改正について』とあわせて、よ

ろしくご審議のほどお願い申し上げます。

(森武委員)

議案第24号において、まず質問させていただきたいのですけれども、議案第24号で廃園の時期を別途定めるということで、期限を明記したものを別途定めることにするということですのでけれども、定める時期というのは、2園同時になるのか、あるいは幼稚園ごとに定めることになるのか、現状では、まだ何も決まったことは言えないと思うのですけれども、見通しというか、どういう考え方で進めていくかというのがあれば教えてください。

(教育指導課長)

諏訪幼稚園におきましては、(仮称)中央こども園の開園時期が今現在定まっていないというところで、これまでその開園に合わせて廃園という考え方でおりました。

一方、大楠幼稚園につきましては、先ほど述べさせていただいたように、今後、保護者や地域の方々との協議の必要性があるというところから、どちらも期限が今見えない中ですので、同時にということについては、我々としては難しいのではないかと判断をしております。

(森武委員)

そうしますと、それぞれ事情が違いますので、それぞれの事情を一つ一つクリアしていったら、それぞれの時期に応じて改めて決めるという理解でよろしいでしょうか。

(教育指導課長)

おっしゃるとおりでございます。

(森武委員)

そうしましたら、今度は25号のほうについて伺いたいのですけれども、議案第25号のところでは新制度に移行するというところのご説明は伺ったのですが、この定例会の資料のほうですけれども、4番のこれまでの経緯のところと、あと、今後どうなるかということをお教えしてほしいのですけれども、これまでの経緯のところの5行目のところ、「サービスの内容が変わらない中で、さらに保育料負担等となる世帯への配慮」ということで、これは新制度に移行したときに世帯の所得の状況だと思われるのですけれども、世帯の所得の状況によっては保育料が増加するというところをともとの理由に挙げられていると思

うのですけれども、今後、今回新制度に移行するという予定ですしけれども、新制度に移行した場合に、今後決めていくことになると思うのですけれども、どのような予定を考えられているのでしょうか。

(教育指導課長)

平成24年度に値上げをさせていただいたこと。それから、新制度に変えましても幼稚園教育要領に基づいて、教育は行っていきますので、基本的にはサービス内容が変わるわけではありませんので、現状としては、保育料については据え置きたいという考え方でおります。

(森武委員)

そうしますと、今の説明しているのは3番のところで、「新制度に移行した場合の主な変更点」の2番目の黒丸のところで、「利用者の負担については実施主体である市町村が定めますが、原則として世帯の所得状況に応じた応能負担となります」という記述がありますけれども、それと現行の保育料を維持するというのは相入る、矛盾しないものなのかどうかについて教えてください。

(教育指導課長)

基本的には、新制度に変えた場合について、文部科学省の考え方としては応能負担ということになりますが、とはいっても、その新制度に移行する中で、さまざま保護者負担がかかったりというところの部分と、これまでの保育料を勘案して、そこがスムーズに移行できるようにというところの配慮から、各地方公共団体の考え方に任せるという判断は文部科学省からいただいておりますので、保育料を据え置くということについて問題はありません。

(森武委員)

そうしますと、確認ですけれども、新制度に移行した場合の主な変更点ということで、1つ目の丸の1号認定の認定証の交付を受けるというのは、これはもう移行すれば必ず受けないといけないと思うのですけれども、2番目のところの保育料については、これから決めていくことなので確定したことは言えないとは思いますが、現行の保育料から変えない方向で規則をつくっていくという、そういう理解でよろしいでしょうか。

(教育指導課長)

おっしゃるとおりです。今後検討させていただきながら、一定の手続きをとって、そういうことで進めていきたいという考え方でおります。

(三浦委員)

今の話なのですけれども、民間の今までの幼稚園ですね、これはやはり新制度に移行しているわけですね。

(教育指導課長)

民間につきましては、それぞれ民間の考え方でということで、文部科学省は私立のほうは認めております。ですので、現状も移行した私立幼稚園もあれば、現行の制度でやっているところもあります。

(三浦委員)

そうしますと、民間と比べて極端に安くなるとか、そういう話ではないということで解釈してよろしいでしょうか。

(教育指導課長)

民間と比べてというところになれば、これまでも私立幼稚園との保育料の差というものは課題があったわけですが、今までと現行維持というところの中では、我々として大きな問題にはならないというふうに捉えております。

討論なく、採決の結果、議案第24号及び議案第25号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第3 議案第26号『教育職員手当等支給規則中改正について』

委員長 議題とすることを宣言

(教職員課長)

それでは議案第26号『教育職員手当等支給規則中改正について』をご説明いたします。

今回、議案として提出させていただきましたのは教育職員手当等支給規則第5条の6第1項及び第2項、「期末手当基礎額等の加算」についてでございます。

1ページをご覧ください。神奈川県教育職員と横須賀市の教育職員の人事異動の活性化を図るため、本市教育職の給料、手当等はできる限り神奈川県に合わせるよう努めております。

神奈川県は、平成18年度に、現在の教育職給料表よりも高額であった高等学

校等給料表と中学校・小学校等給料表を教育職給料表に一本化し、さらに昇給の機会を年4回から年1回に変更いたしました。例年4月に、県は期末勤勉手当の職務段階別加算を受ける号給を、職員にとって優位に変更することで、これらにより減額された給与の差額の調整を段階的に行っております。

これらのことから、本市も県の教育職員に準じて、平成19年度に教育職給料表の一本化を図ったため、県と同様の改正を行うものでございます。

なお、施行日は公布の日、6月1日といたします。

以上で説明を終えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(森武委員)

平成19年度に高校と小学校・中学校の教職員の給与表を一本化したというところで、その経過措置が続いている中で、今回の改正が出てきていると理解しているのですけれども、神奈川県は、平成19年度の経過措置をまだしばらくというか、もうかなり時間が経っているのですけれども、続ける方針なのかというところをお聞きしたいです。

(教職員課長)

神奈川県の担当者にも先日確認をいたしました。10年ぐらいこの情勢が続くという見込みをいただきました。

(森武委員)

市のほうは県に合わせるという基本方針でやっているのですが、県に準じてやっていたらいいと思っただけなのではないかと、ただ10年というところまで来ると、この経過措置というのはあと数年、1年とか、あるいはその辺りで解消されるかもしれないという理解でよろしいでしょうか。

(教職員課長)

そのとおりでございます。

討論なく、採決の結果、議案第26号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

委員長 報告事項を聴取することを宣言

報告事項(1)『「学校選択制検証会議」報告書について』

(教育政策担当課長)

それでは、『「学校選択制検証会議」の報告書について』ご説明させていただきます。

まず、選択制検証会議を実施した背景ですが、学校選択制は、平成14年度に中央ブロックで、平成15年度には中央及び衣笠ブロックで試行し、平成16年度から市内全ブロックで実施してまいりました。今年度は、全ブロックに導入してから13回目の実施となります。

学校選択制を利用する方は、毎年、約9%前後という一定の割合で推移してきたこと。これまでまた実施してきた「児童・生徒・保護者アンケート」の結果で、「学校選択制はあったほうがよい」と回答した方が、毎年、半数以上であることから、保護者や児童に支持されていると捉えてまいりました。

しかしながら、通学区域が広がることによる安全確保や災害時の対応、学校規模の偏りや地域との関係の希薄化など、課題があるという指摘。また、平成28年度から全校実施の小中一貫教育の推進にかかわりがあるという意見がありましたので、市内全ブロックに導入してから10年を経過した機会に、これまでの制度運用を改めて検証し、今後のあり方の方向性を検討することといたしました。

そのため、平成26年度から27年度にかけて、教育委員会事務局の関係課長及び小中学校の校長会・教頭会の代表者をメンバーとして、合計7回にわたり「学校選択制検証会議」を開催いたしました。このたび「学校選択制検証会議」報告書がまとまりましたので、ご報告をいたします。

それでは、お配りいたしました「横須賀市学校選択制検証会議」報告書の2ページをお開きください。

検証につきましては、下段【観点①】にあります「目的の達成状況」と②「学校選択制の課題」2つの観点から行いました。

3ページをご覧ください。「目的の達成状況」についてですが、目的は3点ございます。

1点目は、「保護者と児童のかかわりを強め、学校や教育に対する関心や理解を高める」ということです。このことについて、「児童・生徒・保護者アンケート」では、学校選択制を利用した保護者の33%、小6児童の14%は「関心が高まった」と答えており、中学校に興味関心を持ち、中学校生活に意欲を持ってスタートすることができたことがうかがえます。

一方で、保護者の43%、小6児童の49%は「関心はなかった」と答えており、毎年、約9%前後の方が選択制を利用していることと考えると、多くの方は、家からも近い、もともとの指定校を選んでいるということがわかります。

4ページをご覧ください。2点目は、「選択される中学校の教職員側には、選ばれるようになることで、意識改革が求められる」ということです。このことについて、「教員アンケート」では、中学校の教職員の47%の方は「意識が変わったと思う」、51%の方は「意識が変わったと思わない」と感じています。学校選択制を導入してから、中学校では、これまで以上に小学校とのつながりを意識し、中学校の教職員の意識が変わった部分もありました。

一方で、学校選択制によってのみ、意識改革が図られたのではないということも考えられます。

5ページをご覧ください。3点目は、「それらが相乗的に作用することで、学校の活性化につなげていく」ということです。このことについて、「教員アンケート」では、中学校の教職員の44%の方は「学校が活性化したと思う」、53%の方は「学校が活性化したと思わない」と感じています。

これは、目的の2点目の教職員側の意識改革と同様に、学校選択制のみで学校が活性化していると捉えていない、ということがうかがえています。

6ページをご覧ください。次に、「学校選択制の課題」についてですが、課題は3点ございます。

1点目は、「通学区域の広範囲化」です。学校選択制により、実際の通学区域が広範囲に広がってしまうため、他学区から通学している生徒については、「通学路の安全確保」、「災害時における学区外の生徒の帰宅方法」、「家庭訪問や生徒指導の広域化」などさまざまな課題があります。

特に、東日本大震災を契機に、災害時の安全対策の必要性について教職員の間では強く認識されており、通学時の安全確保については、日常的に担保されなければならない重大な課題であると捉えています。

7ページをご覧ください。2点目は、「中学校の学校規模の偏り」です。近年、学校選択制により、3から11学級の小規模校の生徒数が減少する傾向にあります。これは、学校規模が偏ることを示しており、学校規模の適正化の観点からも、望ましくない方向に向かっているとと言えます。この状況については、非常に大きな課題であると捉えています。

8ページをご覧ください。3点目は、「地域との関係の希薄化」です。学校選択制により、一部の地域では、学区外の中学校に通学している生徒と住まいの地域との関係性が薄くなっているという声も聞かれますが、「地域（町内会）への聞き取り」は、結果からは一概には言えない状況にあります。

9ページをご覧ください。平成28年度から全校実施の小中一貫教育は、「中学校ブロック」内の小学校と中学校、そして、その地域とのつながりを重視する施策であるため、小中一貫教育の中学校ブロック外の中学校への変更が可能になる学校選択制については、速やかに解消していく必要があると認識していま

す。

10ページをご覧ください。「学校選択制検証会議」では、「目的の達成状況」と「学校選択制の課題」の2つの観点から検証するとともに、学校選択制の課題の解決方法や、今後の学校選択制のあり方の方向性について検討した結果、今後、ますます学校が地域の拠点としての役割を求められ、地域とともに9年間の中で子どもたちを育てていくという新たな考え方のもと、小中一貫教育を全校で進めていく中、学校選択制は廃止し、その目的達成については、小中一貫教育にその役割を委ねていくことがよいのではないかという結論に至りました。

11ページをご覧ください。今後、学校選択制を廃止した場合の留意点として、学校選択制を利用している方の変更理由に対応する解決方法を3点あげております。

1つ目は、「学校の近さ・通学のしやすさ」に対する方法です。指定校よりも近くに学校がある方や、通学路の関係で、中学校を変更してきた方がいますので、別途、実施している「適正規模・配置適正化事業」の中で、通学区域や指定変更承認地域の見直しを図り、原則的には、自宅から一番近い学校が指定校になることを目指していきます。

12ページをお開きください。2つ目は、「仲のよい友達と同じ学校」に対する方法です。今後は、小中一貫教育により、小学校と中学校の教職員が小中学校の9年間を一体として捉え、子どもたちが安心して中学校に進学できるようにしていきます。

また、各学校や教育委員会の窓口で各種相談体制を推進していますので、人間関係の困りごとについては、これらを通して解決を目指していきます。

13ページをご覧ください。3つ目は、「部活動の状況」に対する方法です。現在、「部活動」の理由で中学校を指定変更できる方法はありませんが、指定校に希望する部活動がない場合に限り、中学校を変更できるよう、「市立小・中学校指定変更就学承認基準」へ部活動の項目を追加するという方法が考えられます。

しかし、本市では、部活動の顧問の在籍年数保証がないことや、子どもの数が減少している中、部活動の存続が難しい状況があることから、仮に中学校を変更して希望の部活動がある中学校に入学したとしても、希望する部活動の活動ができないということも考えられます。

これらのことから「市立小・中学校指定変更就学承認基準」へ部活動の項目を追加する方法については、少子化時代における今後の中学校の部活動のあり方を検討することとあわせて、慎重に検討することが求められます。

最後になりますが、学校選択制の「今後のあり方」については、この報告書に記載されている「今後のあり方の方向性」をもとに、教育委員会事務局の関

係課で検討し、関係諸団体から意見を聴取した後、教育委員会定例会にご提案する予定でございます。

以上で、『「学校選択制検証会議」報告書について』の報告を終わります。よろしくお願いたします。

(森武委員)

9ページの小中一貫教育ということで、小中一貫教育の推進をこの方向性で選択制の廃止の1つの理由に挙げられているというふうに読ませていただいたのですが、ここの表にあります小中一貫ブロックの中で、学校選択制を使わなかった場合は必ずこのブロックに納まるのか、あるいは今の小学校から複数の中学校に行っているケースがあると思うので、その部分というのは、学校選択制を使わなくても結果的にはこのグループに納まらないケースがあるのではないかと思うのですが、そのあたりの状況ってどうなっているのでしょうか。

(教育政策担当課長)

今、確かにぴったり納まっていないところもあるのですが、今別の小中学校の適正配置というところで検討している部分もございますので、そちらのほうでもうちょっとしっかりと検討してまいりたいと思っております。

(森武委員)

わかりました。そうしますと、学校選択制は廃止する方向でということですが、小中学校適正配置のほうはそれとあわせて同時にやられるおつもりなのか、これはこれで廃止しておいて、適正配置のほうはまたもう少し後というか、あるいは学校を変えるということは非常に難しいことだと思うのですが、それが本当に実現できるのかという思いもあるのですが、その今のお話だと、同時に並行して進めるように聞こえるのですが、そのあたりはどうなっているのでしょうか。

(教育政策担当課長)

今現在のブロックの選択制につきましても、今すぐというところではございませんので、これからこの会議の検証を受けまして、進めてまいるところでございますので、あわせて進めていけたらいいのかなとは思っています。

(森武委員)

わかりました。そうしますと、こちらのほうの検討が先に進んでいるような

気がしたのですけれども、小中一貫を進める上では両方必要なことなので、小学校が複数の中学校にまたがっているような通学区域の改編が行われるまでは、この学校選択制をやめることもしないという、そういう理解でよろしいでしょうか。

(教育政策担当課長)

先ほど、すみません、できる限りというところで理想論を申し上げたところでございますが、通学区域については小中学校適正配置の方で検討を進めておりますので、その点でできる限りということになると思うのですけれども、進めてまいりたいと思っております。

(森武委員)

学校選択制を廃止するかについてもこれから検討をされるので、決まったわけではないということは認識しているのですけれども、一方で通学区域の変更というのは、なかなかまだ見通しは立っていないと思うのですけれども、可能な限りと言いながらこちらだけが進んでいくのかなという思いがあるのと、あと、今日は当然データがないので、今後検討課題の一つに挙げていただければありがたいと思うのは、小中一貫は中学校の選択制を廃止したときに、それでも小中一貫のブロックから外れるような生徒さんがどれぐらいいて、それと、それよりもかなりの数、学校選択制で9%動いている人のほうが大きいからこれを先に廃止するのだというのであれば、学校選択制の廃止の理由になると思いますので、そのあたりを他の可能性とのバランスもとりながら、今後これを進めていくときにはぜひご検討いただければと思います。今日は答えはいりませんけれども、そのあたりを含めてご検討いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

(教育政策担当課長)

ご意見よくわかりますので、そのようにさせていただきます。

(荒川委員長)

11ページの解決方法の「学校近さ・通学のしやすさ」の中段のところで、「原則的には、自宅から一番近い学校が指定校になることを目指して、検討していきます」とあるのですけれども、その近さというのは、地図上の距離であったり、道のりとなるとまた違いますよね。その辺も十分勘案して考えていただけたらというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。質問ではなく、意見として、よろしくお願いいたします。

(教育政策担当課長)

はい。

報告事項（２）『平成27年度社会教育委員会議調査研究報告書について』

(生涯学習課長)

報告事項（２）『平成27年度社会教育委員会議調査研究報告書について』ご説明をさせていただきます。

5月16日に平成27年度の社会教育委員会議の松本議長から、お手元にお配りさせていただいております「平成27年度における社会教育委員会議の調査研究に関する報告書」が教育長に提出されました。

この調査研究は、社会教育法第17条の規定に基づいて実施されたものでありまして、調査研究のテーマは、「平成25年度の社会教育委員会議の提言『学びの成果を地域に生かしていくしくみづくり』を推進していく上での現場ニーズや課題等について」という内容でございました。

平成25年度に提言された学びの成果を地域に生かしていく取り組みにつきましては、全市的に十分に周知され、取り組まれているとは言い難く、今後仕組みづくりの推進、促進、支援が課題となっておりますことから、平成27年度の社会教育委員会議で調査、研究を行うことといたしました。

調査、研究は学びの成果を生かすことで解決される地域の課題を洗い出し、次に、その課題を解決するための仕組みづくりのあり方を探るという方法で進めることとされました。

そのため、調査研究の初めに、各委員の生活の身近に存在する地域の課題や社会的問題、ニーズなどを洗い出していただき、次にその課題などを解決するための仕組みづくりについて検討を行いました。

そこで洗い出された課題、課題解決のために必要な人材、対応策、関連する市の施策などについて、報告書の資料部分でございますが、7ページから19ページまでに項目ごと整理してまとめてございます。

学校や児童福祉の現場などの多様な問題から、地域のニーズと問題解決に向けた課題を整理することで、教育振興基本計画だけではなく、子ども未来プラン、障害者福祉計画などにもかかわり、行政の複数の部門、社会の機関が連携しなければ解決困難である課題が多いことが浮き彫りにされ、行政を含む関係機関の十分な連携が重要であることが明らかにされています。

社会教育委員からは、特に、教育振興基本計画の進捗状況の報告、学校教育

に関する分野の充実、複数の部課・団体・機関などにまたがる課題への対応、社会教育事業の充実に関して意見が述べられております。

これらのことから、学校教育と社会教育の連携・協働の視点が重要であること、学校を核とした地域のつながりづくり、子どもたちの成長を支える地域づくりの大切さが指摘され、今回取り上げた地域課題の解決に向けて、さまざまな団体がネットワークをつくり、協働することの必要性、各課等が対応を図ることで新たな仕組みがつけられ、よりよい地域づくりにつながることを期待するとまとめられております。

今後、この調査研究報告書において報告された内容につきましては、行政の関係各課及び行政外の関係機関が連携して、新たな仕組みづくりの構築に向けた対応を検討してまいりたいと考えております。

以上で、『平成27年度社会教育委員会調査研究報告書について』の報告を終わらせていただきます。

(質問なし)

報告事項(3)『損害賠償専決処分について』

(教職員課長)

市が損害賠償を行う事故が発生いたしましたので、報告をさせていただきます。それでは、報告事項(3)の資料をご覧ください。

平成28年4月27日午前11時ごろ、市内桜が丘1丁目50番1号望洋小学校敷地内において、教育委員会事務局教育総務部の職員が草刈り作業中に、草刈り機が小石を跳ね、駐車中の普通自動車の一部を破損させた事故が発生いたしました。これにつきましては、地方自治法第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例の規定によりまして、市長の専決処分を行い、下記のとおり示談をし、損害賠償を行いましたのでご報告いたします。

なお、地方自治法第180条第2項の規定により、次回市議会定例会に報告することをあわせて報告させていただきます。

事故の発生状況ですが、相手方は、市外の女性でございます。

相手方の被害状況は、人的な被害はございません。車両の被害につきましては、リアウインドーが破損をいたしました。

また、市側の被害はございません。

事故後の対応といたしましては、相手車両の修理代等について示談を締結し、損害賠償として107,914円をお支払いいたしました。

日ごろから除草作業中の草刈り機の使用については、十分注意して作業を行っているところではありますが、再発の防止に向け、除草作業を行う職員に対し、改めて除草作業中の草刈り機からの飛び石による事故防止措置等を周知し、安全対策を徹底いたします。

以上、報告をさせていただきます。

(三浦委員)

本当に人身事故にならなくてよかったですと思います。この作業にかかわった方は、こういう作業は今回初めてなのですか。

(教職員課長)

作業にかかわった者は、経験としましては、もう15年目の職員でございますので、草刈り機等の扱い方も、講習等も何度も受けているので、自動車からの距離が実際5メートル70センチの間隔があったので、飛ばないだろうという思い込みといったらあれなのですが、大丈夫だろうというもとで作業のほうをしていたと思われま。

(三浦委員)

本当に人がいなくてよかったですと思います。少し防御装置がついているものも最近出ていますよね。買いかえるときはそういうものを買いかえていくような配慮をいただけたらと思います。

(教職員課長)

ありがとうございます。ただいま市内のほうで使われている草刈り機が現在2種類です。今委員がおっしゃったようなものはまだ学校では所有しておらず、ナイロン製のものと、いわゆる金属製のものということで、先ほど申しましたように、飛散するのは6メートル程度ということでは言われておるので、作業をする前には職員、または児童等には立ち入り等を周知した上で作業を行っているのは当然なのですが、そこまでのものはまだ用意されておりませんので、検討させていただければと思います。

(小柳委員)

今の話で、やはり作業中に、一定の範囲には立ち入らないようにロープを張る等、防護をきちんとするというのが一番大切かなと思いますので、それを徹底していただければと思います。

(教職員課長)

ありがとうございます。今、委員がおっしゃったように、作業を行う場合は、実際音が出たりする機械でございますので、学校の敷地内の場合もございますし、あと学校との境の近隣の住居等がある場所等もございますので、そのあたりで作業を行う前には、学校でしたら当然門扉を閉めて児童・生徒の立ち入らない時間帯、それから学校の周辺の場所で作業する場合には、周辺の方に事前に何時から何時という説明をさせていただいて、安全確認してから行うようにしておりますので、それは今後も徹底していこうと思っています。

報告事項（４）『学校事故について（経過報告）』

(学校保健課長)

それでは、報告事項（４）『学校事故について（経過報告）』をご説明いたします。

本件は、平成25年8月16日の教育委員会臨時会で最初に報告いたしました学校事故の第14回目の経過報告になります。

平成24年9月19日に発生した学校事故に関しまして、示談前ではありますが、平成28年5月に、療養に必要な経費の一部を損害賠償金の内払いとして、152,000円をお支払いいたしました。

これにより、これまでにお支払いした損害賠償金の内払いの総額は、2,192,290円となります。

本件は、本年第2回市議会定例会教育福祉常任委員会で、報告いたします。

事故の概要及び事故後の経過につきましては、資料下段に参考として記載させていただきます。

今後も学校と連携し、誠意をもって、丁寧に対応してまいります。

以上で、『学校事故について（経過報告）』の説明を終わらせていただきます。

(質問なし)

報告事項（５）『平成28年度横須賀市中学校総合体育大会の結果について』

(スポーツ課長)

報告事項（５）『平成28年度横須賀市中学校総合体育大会について』報告をさせていただきます。

この大会は、市内の全ての公立中学校23校と横須賀学院中学校の代表生徒が参加して、14種目で競い合う、年に一度の総合体育大会であります。

4月16日、土曜日に横須賀市総合体育会館メインアリーナで行いました総合開会式をスタートに、「響け声援 輝け笑顔 皆の思いを この夢に」のスローガンのもと、各種目ごとに多くの保護者や関係の方々の応援をいただきながら熱戦を繰り広げました。

一部、悪天候により日程を延期した競技もございましたが、ほぼ予定どおりの日程で進行し、大きな事故や混乱もなく、5月7日の陸上競技の部12種目まで、順調に大会が終了したことをここに報告いたします。

また、本年度の各競技へのエントリー者数は、駅伝競技を除く総数で4,312名となっております。

競技結果については資料にお示ししたとおりでございます。

委員の皆様には、総合開会式の出席もあわせ、ご支援・ご協力をいただき、まことにありがとうございました。

なお、残りの2種目について、水泳競技は8月21日、日曜日に野比中学校で、駅伝競走は10月22日土曜日に馬堀海岸コースで開催予定でございます。

報告は以上でございます。

(質問なし)

報告事項(6)『第41回横須賀市小学校児童相撲大会の結果について』

(スポーツ課長)

報告事項(6) 第41回横須賀市小学校児童相撲大会の報告をさせていただきます。

大会は予定どおり5月7日土曜日に、横須賀市総合体育会館(メインアリーナ)で行いました。市内の小学校43校、602名の児童が参加しました。各校5、6年生の代表選手で競い合い、種別は五、六年生の階級別個人戦と、5年生2名、6年生3名からなる団体戦で行いました。チーム一丸となって優勝を目指す姿が見られ、詰めかけた保護者をはじめとする関係の皆様からも大変多くの応援をいただき、大盛況の大会となりました。

競技結果については資料にお示ししたとおりでございます。

なお、今回の大会では団体戦の対戦順を変更いたしました。昨年度までは、先鋒・次鋒が5年生、中堅・副将・大将が6年生でしたが、今年は先鋒が6年生、二陣が5年生、中堅が6年生、副将が5年生、大将が6年生と学年を交互

になるよう配置いたしました。このことにより、5年生で勝敗が左右されず、また6年生により多くの出場機会を設けることができたと考えております。

報告は以上でございます。

(質問なし)

報告事項(7)『『リオデジャネイロオリンピック・パラリンピック横須賀市壮行会』について』

(スポーツ課長)

報告事項(7)、スポーツ課からリオデジャネイロオリンピック・パラリンピック横須賀市壮行会の開催について報告をさせていただきます。

今年は、8月5日から21日まで「第31回オリンピック競技大会」が、また、9月7日から18日まで「リオ2016パラリンピック競技大会」が開催されます。

つきましては、横須賀ゆかりの選手が両大会に出場されますので、6月10日金曜日、午後5時30分から、市役所正庁にて、『リオデジャネイロオリンピック・パラリンピック横須賀市壮行会』を開催いたします。

主催は、前回のロンドン大会と同様に、横須賀市、横須賀市議会、横須賀市教育委員会、横須賀商工会議所、横須賀市体育協会でご共催いたします。

資料中4 出席者をご覧ください。

横須賀ゆかりの日本代表選手は、セーリング競技で富澤選手、牧野選手、高橋選手。ウィルチェアーラグビー競技の山口選手です。

なお、資料への記載はございませんが、セーリング女子の吉田愛選手も既にオリンピック出場が決定しておりますが、練習日程の都合で出席いただくことができません。

セーリング男子の富澤選手、牧野選手、高橋選手は旧関東自動車工業株式会社を前身とするトヨタ自動車東日本に所属しており、女子の吉田選手は、横須賀市にお住まいでベネッセに所属されています。そして、山口選手は横須賀市出身で車椅子ラグビーチーム横濱義塾に所属されています。

教育委員の皆様におかれましても、壮行会のご案内をお送りいたしましたので、ぜひご出席いただきご声援を賜りたいと存じております。

スポーツ課からの報告は以上でございます。

(質問なし)

(理事者報告なし)

(委員質問)

(青木教育長)

今般、公職選挙法が改正され、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことに関して、高校生の校外での政治活動の届出に関する件について、教育委員会事務局と市立横須賀総合高校管理職との間で検討を重ねてまいりました。その検討結果について、理事者からご報告をいただきたいと思っております。

(教育指導課長)

事務局といたしましては、放課後や休日等に学校外で行われる政治活動は、家庭の理解のもと生徒が判断し行うべきものであり、学校への届出の必要はないと判断し、その旨を横須賀総合高等学校、ろう学校高等部に伝えております。

横須賀総合高等学校、ろう学校高等部での取り扱いについては、学校長とも協議の上、校外で政治活動を行うための届出等にかかる校則の変更等はしない旨、確認しております。

(小柳委員)

今、学校外、校外と伺ったのですけれども、校内については、政治活動は規制されていると思っております。更に新たな規定を設けたり、校則を変更する等のご予定はありますか。

(教育指導課長)

校内における生徒の政治活動につきましては、学校教育法、この中で、学校の設置者がきちんと管理をするという規定の中で、学校の中で生徒が政治活動をすることによって、さまざま教育に支障を来すということの懸念がある部分があつて、そこについては一定の規制をかけることは認められております。そのような関係から、今現状としては、学校内ということについては、当該の学校についても考えてはおりません。

(小柳委員)

つまり学校長の管理下というか、指導のもとにということでしょうか。

(教育指導課長)

学校教育法の部分につきましては、設置者というところで、我々市の方との

関係もありますので、それを決めるに当たっては、市教育委員会と、そして学校長と協議の上、きちんと整理をしていく方向であります。

(小柳委員)

過去に、大学における政治活動に関していろいろございます。政治活動の規制に当たっては、憲法上の権利でもありますので、十分ご配慮いただいた上で、行っていただければと考えております。よろしくお願いいたします。

日程第4、日程第5、日程第6、日程第7、日程第8、日程第9、日程第10は、人事案件であるため、秘密会とすることを宣言。関係理事者以外の退席を求めた。

6 閉会及び散会の時刻

平成28年5月27日（金） 午後3時47分

横須賀市教育委員会

委員長 荒川 由美子